

## 第4章 施策の展開

この章では、基本目標を達成するための施策について、その方向性を示しています。各基本施策の「市民・地域が取り組むこと」については、市民懇談会の意見等を参照して記載しています。

## 基本目標 1

# 地域社会でのつながりをつくるために

### (1) 共に生きる意識を高める

個人で生き方を模索する時代を迎え、市民だれもがお互いの人権や権利、価値観を認めあい、尊重しあう心を持つことが必要となっています。

また、性、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、すべての人が対等な構成員として参画する社会の形成が求められています。

一方で、依然として社会には様々な人権課題が存在します。

すべての人権課題を解決し、お互いが尊重しあい、支えあう社会を築いていくためには、まず、日々の暮らしの中に人権を尊重する考えが根つき、習慣として定着し行動できる「人権文化」を築いていく必要があります。

そのため、家庭、学校、職場、地域など様々な場や機会を通して、福祉教育や人権教育、人権啓発を進めていきます。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 「わたしも大切、あなたも大切」の心で、お互いの存在や思いを尊重しあうようにしましょう。
- 様々な違いを持っていても、「人として生きる権利」は平等に、根源的に備わっているものであると認識しましょう。
- 人権課題には、女性、子ども、高齢者、外国人、障害のある人、エイズや感染症等患者、犯罪被害者、アイヌの人や性的マイノリティーの人に関するものや同和問題など様々なものがあることを理解し、認識を深めましょう。
- サービス提供事業者やボランティア、福祉関係団体は、積極的に人権学習に取り組みましょう。
- 企業等は、人権問題に関心を持ち、従業員に対する教育・啓発を実施しましょう。
- プライバシーの侵害には、お互いに十分気をつけましょう。

## 市が取り組むこと

- 1 市民が共に生きる意識を高めるため、啓発活動の充実を図ります。
  - 人権週間「市民の集い」等イベントの開催
  - 人権啓発冊子等の発行
  - 広報せんなんによる様々な人権課題の啓発
  - 市民参画型の啓発活動の推進
  - 「ヒューマンライツセミナー」等人権関連講座の開催
  - 男女共同参画社会づくり講座の開催
  
- 2 子どもの頃から思いやりの気持ちを持ち、できることをする意識や行動力を身につけることができるよう、福祉教育を推進します。
  - 小・中学校における総合的学習活動の推進
  - 福祉教育協力校事業の推進
  - 親学習の推進
  - 福祉意識を高めるための広報・啓発活動の推進
  - 子どもを対象として認知症サポーター養成講座の開催
  
- 3 子どもから高齢者までを対象に人権教育を進めるため、様々な機会や場の充実を図ります。
  - 保育所や学校等での子どもに対する人権教育の推進
  - 医療・福祉関係者やボランティア等に対する人権教育の推進
  - 市民参画型の人権教育の推進
  - 事業所や行政職員等に対する人権研修の推進

## 社会福祉協議会が取り組むこと

### 1 福祉教育を進めます。

- 社会福祉施設の体験学習の機会の提供促進
- 見守り、話し相手など、若い人の体験機会の拡充
- 障害のある当事者による、障害のある人に対する理解・認識を深める機会の提供
- 車イス・アイマスク体験学習等による思いやり学習の充実

### 2 人権意識の向上をめざします。

- 職員、地区福祉委員、ボランティア等の人権意識の向上



## (2) 多様な交流を進める

都市化や核家族化の進行に伴い、地域コミュニティの希薄化が言われています。そんな中で、子育てに悩みや不安を抱えたまま地域で孤立する世帯、高齢者のひきこもりなどもみられます。また、子どもも、異年齢で遊んだり、大人と接する機会が少なく、社会性が育ちにくいことなどが指摘されています。

地域における日常的なあいさつやふれあいを通じて、顔の見える関係を築くことが、子どもや高齢者、障害のある人等の見守りとなり、身近な様々な生活課題の解決につながっていくといえます。

そのため、地域であいさつ運動を進めるとともに、区・自治会での交流行事や事業の活性化の支援、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動、社会福祉施設と地域との交流など、子どもから高齢者、障害のある人、外国人など様々な人が参加できる機会の充実を図ります。

### 市民・地域が取り組むこと

- 顔の見える関係を築いていくため、まず、あいさつ運動から始めましょう。
- 区・自治会をはじめ老人クラブ等の各種団体は、世代間交流や障害のある人との交流等住民同士の様々な交流の機会を工夫し、つくりましょう。
- 退職した世代が参加しやすい交流機会を工夫し、つくりましょう。
- 地域の公民館や老人集会所などを交流の場として活用できるように、管理や運営方法について、地域のみんなで話しあいましょう。
- 地域住民は、地域の取り組みに積極的に参加しましょう。
- 社会福祉施設等は、地域住民との交流機会を積極的につくるなど、地域に開かれた施設となるように努めましょう。
- 認知症サポーター養成講座等を地域で開催し、世代を超えて認知症理解の輪を広げていきましょう。

### 市が取り組むこと

- 1 地域で顔の見える関係を築くため、様々な交流の機会づくりを促進します。
  - コミュニティ活動の支援
  - 泉南市区長連絡協議会等各種団体の活動支援
  - 地区福祉委員会活動の支援
  - 社会福祉施設と地域住民との交流
  - 老人クラブ活動の促進
  - 老人集会場の活用促進

- 2 地域における生涯学習や文化活動等を促進します。
  - 公民館講座や公民館まつりの開催
  - 図書館の企画運営、読書活動の推進
  - 泉南市立青少年の森、青少年センター等の運営
  - 体育館施設や学校運動施設等の貸し出し
  - 社会体育、障害者スポーツの推進
- 3 地域団体や関係機関との連携により、様々な交流を促進します。
  - 子どもを守る地域ネットワーク「発達支援部会」の活動促進
  - 中学校区地域教育協議会「すこやかネット」の活動促進
  - 泉南市自立支援協議会「みんなのカフェ」の活動促進

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 地域でのあいさつ・声かけを促進します。
  - 地区福祉委員会等におけるあいさつ運動の促進
- 2 世代間交流の機会を増やします。
  - 地区福祉委員会での世代間交流の促進
  - ボランティア団体による交流活動の促進
  - 老人クラブ等地域団体と地区福祉委員会との連携強化
- 3 身近な地域での交流機会を増やします。
  - ふれあいサロン、ミニサロン、子育てサロンの拡充
  - サロン運営のうまくいっている事例情報の提供
  - 地区福祉委員会同士の情報交換等交流の機会の提供
  - 地域で気軽に集まれる場所の把握と情報提供の強化
- 4 障害のある人等も交流できる機会を増やします。
  - 障害のある人など当事者の参画機会の拡充
- 5 地域で趣味のグループ活動を進めます。
  - 世代間で活動できる趣味のグループづくり
  - 地域の資源や人材を活用した交流機会の拡充
- 6 高齢者等が参加できるスポーツ・レクリエーション機会をつくります。
  - ハイキングやグラウンドゴルフ大会等の開催
  - ひとり親家庭児童レクリエーション事業の実施

## 基本目標 2

# 住民主体の地域福祉活動を進めるために

### (1) 市政への関心を高め、参画を進める

地域の中で共に生き、共に支えあう地域福祉を行政と一体となって進めるためには、高齢者や障害のある人、子ども、外国人など支援を必要とする立場にある人のみならず、ボランティアや地域団体、事業者等様々な地域を構成する人が、地域や市全体でどのような生活課題があり、どのように対応していけばよいのかなど、常に関心を持つことが必要です。

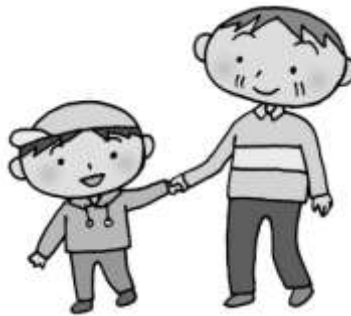
そのため、市民だれもが地域の問題や市の取り組みなどについて、意見や提案を述べる機会をつくるとともに、行政計画の策定についても、意見や提案、評価をできる機会をつくります。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 市政に対する関心を高め、パブリックコメント等に対して積極的に意見や提案を出すようにしましょう。
- 委員会等公募の機会には積極的に参加するようにしましょう。
- 市民は、広報や社会福祉協議会だよりなどに目を通し、市政や福祉に対して関心を持ちましょう。
- 市民は、地域に高齢者や障害のある人、子どもが何人くらい住んでいるのかなどを知るようにし、お互いにあいさつや声かけをし、顔の見える関係をつくるようにしましょう。

## 市が取り組むこと

- 1 市政に関する情報提供の充実を図ります。
  - 「広報せんなん」の発行等広報活動の充実
  - 情報の公開
  - 報道機関の活用
  
- 2 市民の市政に対する意見や提案を聴いたりする機会など、市政への市民の参画を促進します。
  - 委員会組織への市民参画の促進
  - 女性の委員登用率の向上
  - 計画策定過程における市民参画の促進・・・公募や障害のある人など当事者の意見や提案を聴く機会の提供、パブリックコメント等
  - 施設や公園等の新設・改良に際して、障害のある人や子どもなど当事者の意見や提案を聴く機会の提供
  - 中学校区地域教育協議会「すこやかネット」の活動支援
  - 「せんなん伝市メール講座」の実施
  - 市民提案制度の実施





## (2) NPO・ボランティア活動を進める

---

行政と市民の協働のまちづくりを進めるにあたって、NPO・ボランティア活動はその担い手の中核といえるものです。

そのため、ボランティア講座等を通じて、ボランティア活動を始めるきっかけづくりを行うなど、ボランティアの育成に努めます。また、ボランティアをしたい人と支援を受けたい人のニーズの調整やボランティア団体同士のネットワーク化を進め、全市的にボランティア活動の促進を図ります。

さらに、NPO法人格の取得支援等、NPO活動の育成・支援に努めます。

### 市民・地域が取り組むこと

- 市民は、ボランティア活動に関心を持ち、自分でできることは何かを考えたり、家族や友人などとも話しあいましょう。
- ボランティア団体は、お互いの活動に関心を持ち、必要に応じて連携して取り組んだり、情報交換を行うようにしましょう。
- 高齢者や障害のある人、介護をしている人、子育て中の人など、様々な悩みや不安を持つ当事者が自ら参加し、支援する側の理解を深めることができるよう、課題解決に向けて一緒に取り組みましょう。
- 青少年や団塊の世代の男性などもボランティア活動に参加できるような機会づくりを進めましょう。
- 介護保険施設や障害者福祉施設などは、地域に開かれた施設として地域住民との交流機会やボランティアの体験機会の提供などに協力しましょう。

### 市が取り組むこと

- 1 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を促進します。
  - 高齢者の引きこもり対策の推進
  - ABC委員会の活動支援
- 2 社会福祉協議会と連携し、NPO活動の育成・支援に努めます。
  - 社会福祉協議会との連携によるNPO活動の支援についての検討

## 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 ボランティア活動を促進します。
  - ボランティアセンター機能の強化
  - ボランティアのネットワークの強化
  - ボランティア体験機会の拡充
  - ボランティア活動における助成金情報の提供等
  
- 2 NPO 活動を促進します。
  - NPO 法人助成支援情報提供の充実



### (3) 身近な地域での福祉活動を進める

---

都市化や核家族化、少子高齢化の進行に伴い、地域のつながりの希薄化が進んでいることなどから、介護や子育て等に不安や悩みを抱えたまま、地域の中で孤立する人が増加しているとともに、ひとり暮らし高齢者や障害のある人など、地域での支援を必要とする人が増加しています。本市では、こうした地域課題に対応するため、市内9地区に地区福祉委員会を設置し、地域住民による支えあい活動を促進しています。

地区福祉委員会活動がより活性化されるよう、活動の意義等についての周知啓発に努めます。また、地区福祉委員会の担い手の育成や地域の実情にあった活動の展開を促進します。

また、さらなる地域福祉活動の活性化をめざし、住民同士の話しあいの場の提供や、地域活動拠点づくりに努めます。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 地域社会を構成する最も身近な区・自治会等活動に積極的に参加しましょう。
- 地域では地域住民同士の自主的な福祉活動を広げる気運をつくりましょう。
- 近隣住民が、ひとり暮らしなどの高齢者世帯や子どもたちに声かけなどを行い、顔の見えるつながりのある見守り体制づくりを進めましょう。
- 区・自治会や民生委員児童委員、老人クラブ、婦人会、地域のボランティア、NPO等が協力して取り組むようにしましょう。
- 区・自治会や老人クラブ等地域団体においては、役員や代表者だけでなく、地域住民に広く参加を促しましょう。
- 区・自治会や老人クラブ等地域団体においては、地域における組織間で連絡会を開催するなど、連携に努めましょう。
- 障害のある人や高齢者、あるいはこれらの人を介助・介護している人、子育て中の人など様々な悩みや不安を持つ当事者自身が参画し、地域の中で一緒に課題解決に向けて取り組みましょう。
- 障害のある人や高齢者など、どのようなことで困っているのか、どのような支援が必要かなど、支援する側が理解を深められるように、地域で話をしましょう。

## 市が取り組むこと

- 1 地域福祉活動の拠点づくりを進めます。
  - 地域福祉活動を推進するための活動拠点となる既存公共施設について、開館時間の延長等利用しやすい運営の推進
  - 老人集会所等、地域の施設の活用の促進

## 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 地区福祉委員会活動を充実します。
  - 幅広い年代層が参加できる活動内容・運営の充実
  - 地区福祉委員会活動の広報の検討
- 2 地域の福祉課題の発見や解決を促進します。
  - 地区福祉委員に対する研修の実施
  - 民生委員児童委員との連携
- 3 ちょっとした手助けを頼めるシステムを考えます。
  - ニーズの把握
  - システムづくりの推進
  - ボランティアセンターとの連携強化



## (4) 地域福祉の担い手を育成する

地域団体やボランティア団体、地区福祉委員会などでは、活動の担い手や役員のなり手がいないなどの声があり、若者や男性をはじめ幅広い年齢層の参加が求められています。

また、団塊の世代などの定年後の男性のマンパワーを生かすことも必要です。

そのため、行政と社会福祉協議会をはじめ、NPO、ボランティア団体、各種団体、当事者団体等が連携し、研修会等を開催するなど、地域で身近な福祉活動を行うボランティアリーダーや実践者の育成に努めます。

### 市民・地域が取り組むこと

○市民は、様々な人権教育や福祉教育、ボランティア講座などの学習機会に積極的に参加しましょう。

○青年層や団塊の世代の男性などは、地域の活動に疎遠になりがちですが、地域に関心を持ち、地域でできることがないか考え、地域の福祉活動やボランティア活動に参画しましょう。

○区・自治会やボランティア等は、地域での様々な福祉課題を解決するため、地域懇談会や研修会を開催しましょう。

○区・自治会活動や地域行事に、青少年の企画・運営への参画を進めましょう。

### 市が取り組むこと

1 地域福祉活動を推進するリーダーとして、各種団体との連携を強化します。

- 泉南市民生委員児童委員協議会との連携強化
- 泉南市食生活改善推進協議会との連携強化
- 泉南市区長連絡協議会との連携強化
- 老人クラブの社会活動との連携強化

2 ボランティア活動や地域福祉活動に参加が少ない青年層や中高年の男性等が、地域福祉の担い手として活動できるように、研修の充実を図ります。

- 青少年リーダーの育成
- 団塊の世代に対する地域活動研修の推進

3 コミュニティ・ビジネス、ソーシャルビジネスの担い手を育成します。

- 社会起業家養成セミナーの開催

## 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 地区福祉委員会活動の担い手を育成します。
  - 行事別ボランティアの発掘
  - ボランティアセンターとの連携強化における情報提供等
- 2 ボランティアを育成します。
  - ボランティアの関連講座の充実
  - ボランティア体験機会の拡充
- 3 NPO 活動を促進します。(再掲)
  - NPO 法人助成支援情報提供の充実



## (5) 災害時の備えや防犯のための地域連携を進める

地震等の災害時には、公的な支援体制が迅速に機能しないことも考えられるため、地域住民同士の協力が不可欠となります。とくに、子どもや妊婦、病気の人、障害のある人、高齢者、外国人などの自己防衛能力やコミュニケーション能力の弱い、いわゆる災害時要援護者への対応が必要です。地震などの災害時にも、障害のある人やひとり暮らし高齢者、外国人などが安全に避難でき、安否確認が行えるように、地域での防災体制づくり、避難所の周知、防災訓練等を進めます。

また、高齢者や障害のある人を狙った悪質商法や振り込め詐欺、子どもの連れ去りなどの犯罪が増加しています。そのため、地域での犯罪を防止するとともに、身近に生じた事件や事故等に速やかに対応できるように、地域での防犯体制づくりを進めます。

### 市民・地域が取り組むこと

- 災害時の備えについて、日頃から家族や地域で話しあいましょう。
- 地域では自主防災組織を作り、高齢者や障害のある人、外国人なども一緒に防災訓練を行うようにしましょう。
- 区・自治会では、地域に住むひとり暮らし高齢者や障害のある人などを把握し、災害時の避難や安否確認についてどのようにするのか、どのような支援が必要なのかなど、当事者の意見を聞き、みんなで話しあいましょう。
- 介護保険施設や障害者福祉施設等は、利用者の避難訓練や防火・防災訓練に努めましょう。
- 防災計画の策定等に積極的に意見を出しましょう。
- 地域から子どもの連れ去りなどの犯罪を防止するため、地域住民や地域団体等により防犯パトロールなどを進めましょう。
- 市民は、高齢者や障害のある人に対する悪質商法や振り込み詐欺などについて、情報を得るとともに、市が行う出前講座などに参加しましょう。
- 地域の見守りネットワーク活動に参加・協力しましょう。

## 市が取り組むこと

- 1 地域団体等と連携し、ひとり暮らし高齢者や障害のある人などが、災害時にも避難できるような体制づくりを進めるとともに、地域での防災活動を促進します。
  - 高齢者や障害のある人、子育て家庭、女性等、災害時に特別な配慮を必要とする人の防災計画策定段階等への参画促進
  - 防災マップの作成や情報提供
  - 自主防災組織の結成促進、避難訓練等の実施促進
  - 災害時の要援護者情報の整備と把握
  - 災害時の避難体制の整備
  - 被災者援助事業の推進
  
- 2 高齢者や子どもが被害者となりやすい犯罪を防止するため、PTA や学校、地域団体等と連携し防犯活動を促進します。
  - 消費者啓発の推進・・・消費者講座の開催、消費者啓発記事の広報掲載、消費者啓発リーフレットの作成
  - 消費生活相談の推進
  - 地域の防犯関連団体の活動支援や防犯啓発の推進
  - 子ども安全 110 番の旗事業の推進
  - 地域での安全パトロール等見守り体制づくりの推進
  - 不審者情報の発信
  - 被害者の声を聞くための相談体制の強化

## 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 災害時や緊急時の対応を強化します。
  - 災害時の要援護者の情報の共有
  - 自主防災組織との連携強化
  - 緊急時の見守り体制の強化
  - 災害ボランティアの育成
  - 災害時の避難体制の連携
  - 災害ボランティアセンターの設置検討



## (6) 地域ぐるみの認知症支援を進める

本市においても高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加しています。認知症が発症しても、地域住民や関係機関が連携した見守り支援のもと、高齢者本人や家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

### 市民・地域が取り組むこと

- 市民は、認知症に対する理解・認識を深め、地域であたたかく見守るようにしましょう。
- 認知症サポーター養成講座等を地域で開催し、世代を超えて認知症理解の輪を広げてください。

### 市が取り組むこと

- 1 認知症に対する理解啓発を図ります。
  - 認知症サポーター養成講座の開催
  - 認知症市民講座（シンポジウム）の開催
  - 高齢者支援の専門職に対する認知症の理解啓発
- 2 地域における認知症高齢者への支援を充実します。
  - 認知症キャラバンメイトの養成研修の開催
  - 地域資源マップの作成
  - 認知症家族の集いの開催
- 3 認知症高齢者を支援するネットワークを構築します。
  - 認知症コーディネーターの配置
  - 事業者等との連携による徘徊高齢者SOSネットワークの確立
  - 認知症ネットワーク会議の開催
  - 認知症相談の充実
  - ケアマネジャーや医療ソーシャルワーカーの連携強化
  - 認知症高齢者徘徊SOS模擬訓練の実施

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 地域における認知症高齢者を支援します。
  - 地区福祉委員、ボランティア等に対する認知症の研修
  - 認知症高齢者を支援するネットワークとの連携

## 基本目標 3

# 必要な人に適切に支援が届く 仕組みをつくるために

### (1) 地域福祉関連機関の連携を進める

地域社会の中で、だれもが自分らしくより良く生きるためには、支援を必要としているのにサービスが提供されていない人や虐待や暴力を受けている人、子育てに悩んでいる人など、様々な SOS を見逃さない仕組みをつくる必要があります。そのため、隣近所の声かけから見守り、関係機関等との連携体制の確立を進めます。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 近隣住民が、ひとり暮らしなどの高齢者世帯や子どもたちに声かけなどを行い、顔の見えるつながりのある見守り体制づくりを進めましょう。(再掲)
- 市民は、様々な人権侵害の防止に関する法律について理解し、「人権侵害は見過ごさない」という意識を高めましょう。
- 配偶者や配偶者であった者や恋人などから暴力を受けている人を発見した場合には、市役所や専門機関、警察等に通報するよう努めましょう。また、医師や看護師など医療関係者は、虐待を受けている本人の意思を尊重しながら、通報するようにしましょう。
- 虐待を受けていると思われる児童を発見した場合は、速やかに市福祉事務所や大阪府岸和田子ども家庭センター、民生委員児童委員に通告しましょう。また、児童を発見しやすい立場の児童福祉施設等関係機関や関係者は、早期発見に努めましょう。
- 虐待を受けたと思われる高齢者や障害のある人を発見した場合は、速やかに市に通報しましょう。また、事業所や病院等、虐待を発見しやすい立場の関係機関や関係者は、早期発見に努めましょう。
- 福祉サービス等が必要な人で受けることなく困っている人の把握について、プライバシーの保護に十分配慮する中で、民生委員児童委員をはじめ地区福祉委員等が連携・協力しましょう。
- 地域の見守りネットワーク活動に参加・協力しましょう。

## 市が取り組むこと

- 1 地域団体や関係機関との連携を強化し、子どもや高齢者、障害のある人等、支援が必要な人の把握・発見等見守りや支援体制の充実を図ります。
  - こんにちは赤ちゃん訪問事業の推進
  - 健診未受診家庭見守り事業の推進
  - 泉南市子どもを守る地域ネットワーク活動の推進
  - 不登校児童・生徒の早期発見、早期対応等教育支援センター事業の充実
  - ひとり暮らし等高齢者の実態把握の推進
  - 配偶者からの暴力防止連絡会議の活動の充実
  - 泉南市自立支援協議会の活動の推進
  
- 2 虐待・暴力等の人権侵害について相談に応じる体制づくりや理解啓発を進めます。
  - 母子手帳発行時のお助けダイヤルの配布
  - 「子どもの人権 110 番」等子どものための電話相談の情報提供
  - 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」等についての周知や通告、通報の義務についての啓発
  - 児童虐待や高齢者虐待、障害者虐待等の人権侵害に関する理解を深めるための啓発・教育の充実
  - DV（配偶者からの暴力）防止センターの設置の推進
  - 女性相談、女性のための電話相談の充実
  - 「泉南市高齢者虐待防止ガイドライン」の策定及び「泉南市高齢者虐待防止月間」の制定
  
- 3 個人情報の保護と関係機関や関係団体等との連携体制の確立を図ります。
  - 市職員に対する個人情報の適正な取り扱いの徹底
  - 個人情報保護についての適切な理解・認識の啓発と関係機関や関係団体等との運用についての検討
  
- 4 地域の様々な福祉課題を解決するため、関係機関や関係各課との連携を強化します。
  - 介護や支援を必要とする高齢者や障害のある人の包括的なケアシステムの確立
  - 虐待を受けている子どもや高齢者、障害のある人の保護等関係機関との連携による体制整備
  - 大阪府や近隣自治体、民間シェルター等との連携による、配偶者等からの暴力被害女性の保護等支援体制の整備

5 高齢の市民すべてが各地域の中で安心・安全かつ快適に暮らしていけるよう、高齢者見守りネットワークを拡充します。

- 高齢者見守りネットワーク事業の市内全域への拡大・拡充

### 社会福祉協議会が取り組むこと

1 支援を必要とする人の見守り活動を進めます。

- 見守りを必要とする人の把握
- 他の機関や団体と地区福祉委員会とのネットワークの構築

2 ボランティアのニーズや相談に対応できる体制づくりに努めます。

- ボランティア団体等が共に協力し合えるネットワークの構築
- ボランティア団体等の情報の一元化

3 虐待・暴力等の被害者の自立支援に向けて市と連携に努めます。

- 他の機関や団体とのネットワーク構築に向けての連携



## (2) 総合相談支援体制をつくる

必要な人に適切なアドバイスができるよう、また必要なサービスや支援を迅速に提供できるように、気軽に相談できる体制から専門的な相談までの総合的な相談支援体制づくりを進めます。

### 市民・地域が取り組むこと

- 市民は、広報紙やホームページの情報を利用し、福祉サービスについての知識を身につけるとともに、相談窓口へつなぐネットワークの一員としての役割を担いましょう。
- 民生委員児童委員等地域団体や相談ボランティアは、身近な生活の問題や困ったことの相談に対応できるよう、知識を深めるとともに、行政や専門的な相談機関との連携を図りましょう。
- サービス提供事業者は、サービス利用者だけではなく、地域住民や地域団体からの相談に応じるようにしましょう。
- 相談機能を果たす団体や機関、個人等は、相談者の個人情報の保護に留意しましょう。

### 市が取り組むこと

- 1 市民が必要なときに相談が受けられるように、各種相談窓口の周知を進めるとともに、休日窓口の検討等、相談体制の充実を図ります。
  - 子ども関係・・・子ども相談、地域子育て支援センター・保育所・幼稚園での子育て相談、母子相談、育児相談、教育相談、進路選択支援事業、中学校でのスクールカウンセラーによる相談
  - 人権関係・・・人権ケースワーク事業、人権擁護委員による人権相談
  - 女性関係・・・女性相談、女性のための電話相談
  - 高齢者関係・・・地域包括支援センターにおける総合相談
  - 障害のある人の関係・・・せんなんピアセンター、せんなん生活支援相談室、泉南フレンド、泉州南障がい者就業・生活支援センター
  - 全般・・・健康相談、市民相談、行政相談、労働相談、法律相談、消費者相談、生活相談、進路選択支援事業、地域就労支援事業、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による総合相談

- 2 身近な地域で気軽に相談できるように、相談体制の充実を図ります。
  - 地域での相談員の活動の促進・・・ほっと介護相談員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員
  - 地域団体等の活動の促進・・・民生委員児童委員、主任児童委員の活動の促進
  - 社会福祉協議会、CSW、民生委員児童委員、NPO、ボランティア等との連携による身近な相談体制づくりの推進
  
- 3 専門的な相談等にも対応できるように、身近な地域の相談窓口と市、専門機関等の連携を図ります。
  - 地域包括支援センター、地域子育て支援センター、保健センター、せんなんピアセンター、せんなん生活支援相談室、泉南フレンド、医療機関等の専門機関、地域の身近な相談窓口との連携による総合相談支援体制づくりの推進
  
- 4 障害のある人や外国人等が、適切に相談を受けることができるように、コミュニケーション支援の充実を図ります。
  - 障害のある人や外国人などとのコミュニケーションができる窓口職員の充実
  - 障害のある人や外国人などとのコミュニケーションを支援する人づくり

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 関係機関との連携により、相談体制を充実します。
  - 心配ごと相談の実施
  - ピアカウンセリングの実施
  - 相談支援事業の拡充
  - 高齢者・障害者住宅改造相談の実施
  - 相談窓口の拡充及び周知徹底
  - 他の相談窓口との連携

### (3) 必要な情報を入手しやすい仕組みをつくる

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じて必要な情報が必要なときに入手できる体制の整備に努めるとともに、制度やサービス内容、利用要件等について、身近な地域での出前講座などによる周知に努めます。また、障害のある人や高齢者、外国人などが、わかりやすい表記、わかりやすい方法で情報が入手できるよう、コミュニケーション支援の充実に努めます。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 市民は、様々な福祉サービス等に関する理解を深めるため、広報紙やパンフレット等を目を通しましょう。
- 民生委員児童委員をはじめ様々な相談員等は、福祉サービスや保健サービス、相談窓口、専門的な相談機関等に対する理解を深め、地域で必要とする人に情報提供できるようにしましょう。
- 市民は、障害のある人や外国人が身近な地域でも福祉サービス等に関する情報が得られるように、手話や外国語によるコミュニケーション支援ボランティアに取り組みましょう。
- サービス提供事業者は、わかりやすい事業内容の提供やサービスの自己評価の開示に取り組みましょう。

#### 市が取り組むこと

- 1 市民が生涯各期に応じて必要な情報が入手しやすいように、健康や福祉等の制度・サービスの周知を図ります。
  - 広報せんなんの発行
  - 年間行事予定表の配布、ホームページの活用、保健センターや担当窓口でのパンフレット等の作成・配布
  - 民生委員児童委員をはじめ各種相談員への情報提供
  - 子育て関連、保健・福祉、教育、高齢者、障害のある人など対象者別や生涯各期別などわかりやすいサービス情報の提供
  - サービス提供事業者情報の提供の促進
  - 制度やサービスに関する出前講座の開催
  - 行政情報ネットワーク整備事業

- 2 個人情報の保護の推進と市民が必要とする情報の公開の推進を図ります。
  - 市職員に対する個人情報の適正な取り扱いの徹底（再掲）
  - 情報公開制度の推進
- 3 障害のある人や外国人等が利用しやすいように情報提供に配慮します。
  - 音声版広報の貸し出し
  - 障害のある人や高齢者、外国人などに配慮した表記や方法による提供

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 わかりやすい情報提供を進めます。
  - 広報「社協せんなん」の充実
  - 社会福祉協議会ホームページの充実
  - 各種媒体を活用したボランティア活動団体の紹介
  - 障害のある人への広報（音声版・点字版）の発行





## (4) 権利擁護を進める

---

認知症や障害があっても、適切なサービスを利用して、安心して地域や住み慣れた居宅で生活できるようにすることが必要です。とくに、認知症高齢者の増加が予測される中で、成年後見制度の利用支援の充実を図る必要があります。

そのため、権利擁護制度の周知徹底を図るとともに、取り組みの充実を図ります。また、だれもが安心してサービスを利用できるよう、サービス利用に対する苦情対応に努めます。

### 市民・地域が取り組むこと

○サービス提供事業者は、権利擁護の制度について熟知し、利用者にも助言できるように努めましょう。

### 市が取り組むこと

- 1 認知症高齢者や知的障害のある人など、理解が不十分な人がサービスを適切に利用できるよう、また、財産管理などを行えるよう、権利擁護を推進します。
  - 社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の推進
  - 成年後見制度や任意後見制度の周知と利用促進
  - 市民後見制度の導入
  - 地域包括支援センターにおける権利擁護に関する相談の充実
  - 民生委員児童委員や福祉ボランティア等に対する日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する研修
- 2 サービス等に対する苦情への対応の充実を図ります。
  - 福祉関係各課、社会福祉施設、サービス提供事業者等との連携による苦情相談対応の充実
  - 地域包括支援センター等における苦情対応の充実
  - 大阪府等関係機関との連携による苦情対応の充実

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 権利擁護を推進します。
  - 日常生活自立支援事業の推進
  - 地域包括支援センター等との連携強化
  - 民生委員児童委員や地区福祉委員への日常生活自立支援事業の周知

## (5) 福祉サービス等の充実と質の向上を図る

施設・病院から地域・居宅への流れの中で、支援や介護を必要とする状態になっても安心して生活できる居宅での福祉サービス等の充実が求められています。

とくに住み慣れた地域での生活を支援するため、地域密着型のサービスの充実に努めます。

また、サービスを必要とする人の多様なニーズへの対応や、生涯にわたって安心して生活できるようにするため、公的サービスのみならず、NPOやボランティアなどの活動の促進を図ります。

### 市民・地域が取り組むこと

○地域の中で、生活上のささいな問題に気軽に対応してくれる住民同士の助けあい組織について、検討しましょう。

○サービス提供事業者は、従事者の研修を行うなど、質の向上に積極的に取り組みましょう。

○サービス提供事業者は、行政サービスやボランティア団体等の取り組みについて熟知し、利用者にも助言できるように努めましょう。また、支援が困難なケースについても市行政や関係機関と協議し、解決策が実現するための役割を担いましょう。

○ケアの仕事に携わる人の地位向上をめざしましょう。(再掲)

### 市が取り組むこと

1 市民が必要なときに適切なサービスを受けられるように、サービスの充実を図ります。

- 保育サービスの充実
- 子育て支援サービスの充実・・・ファミリーサポートセンター事業、子育てサークルの育成支援
- 介護予防事業や健康づくり事業の推進
- 介護サービスや地域支援事業の充実
- 高齢者の自立・生活支援のためのサービスや家族介護者への支援
  - ①高齢者等安心生活支援事業
  - ②福祉電話貸与事業
  - ③日常生活用具給付事業
  - ④介護用品支給事業
- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実
- 自立支援医療や補装具の支給

- 2 介護や保育等、ケアに従事する人の労働環境を改善し、人間らしく、生きがいを持てる職場づくりについて、事業所に対して呼びかけます。
  - ケアに従事する人の地位向上のための取り組みの充実
  - 労働内容や時間に見合った賃金システムの構築
  - 働く人のこころの健康への取り組みの充実
  - 安定した雇用の実現
  - 安心して働き続けられる職場環境づくり
  
- 3 サービス利用者が人権に配慮したサービスや効果的、適切なサービスを受けることができるように、サービスの質の向上を図ります。
  - サービスや提供従事者の質の向上を図るための、事業者連絡会を通じた研修会の働きかけや自己評価システムの導入の働きかけ
  - 事業者に対する指導・助言、立入り調査権の効果的な行使
  - サービス等に対する苦情への対応の充実
  
- 4 公的なサービスでは対応しにくいようなサービスや時間的・量的に不十分なサービス、多様なニーズへの対応等について、民間活力の活用を図ります。
  - 福祉サービス等に関するNPO活動の育成・支援

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 公的なサービスでは対応しにくいような多様なニーズへの対応等について、民間活力の活用を図ります。
  - ボランティア活動、地区福祉委員会活動、NPO活動による新たなサービス創出のための連携強化

## 基本目標 4

# 安心して快適に暮らせる 基盤をつくるために

### (1) 災害や犯罪に備えた環境づくりを進める

阪神淡路大震災や東日本大震災の経験をふまえ、公共施設の耐震化や防災情報システムの整備等、災害に備えた環境整備を進めます。

また、地域での犯罪を防ぐため、防犯灯の設置等、安全なまちづくりを進めます。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 市民は、応急手当法等の知識や防災知識を習得するとともに、災害時に迅速な行動がとれるよう、避難経路や避難場所について把握しておきましょう。
- 市民は、痴漢などの犯罪を防止するため、家の玄関灯や門灯をつけるように努め、照明の明るいまちづくりに協力しましょう。
- 市民は、悪質業者による住宅リフォームや訪問販売等の消費者被害を防止するため、正しい消費知識を得るとともに、市役所や泉南市社会福祉協議会などに相談しましょう。

#### 市が取り組むこと

- 1 地震等の災害に備えた環境づくりを進めます。
  - 学校施設等の耐震化の推進
  - 防災用広報システムの適切な運用
  - 防災情報充実強化事業の推進
- 2 犯罪に備えた環境づくりを進めます。
  - 防犯灯の整備や玄関灯・門灯の点灯による照明の明るいまちづくりの推進
- 3 緊急時の迅速な救急搬送体制を進めます。
  - 医療等関係機関とも連携しながら地域包括ケア推進事業におけるせんなん WAO（輪を）救急医療情報キット配布事業の普及及び更新の促進

## 社会福祉協議会が取り組むこと

1 災害に備えた体制づくりに取り組みます。

- 災害時緊急用救助笛の配付
- 災害ボランティアの育成（再掲）



## (2) 安全な道路・交通環境づくりを進める

高齢者や障害のある人、妊婦や子どもなどにとっても安心して外出できる環境が求められています。そのため、道路改修や交通安全施設の計画的な整備を進めるとともに、障害のある人や高齢者等が利用しやすい移動手段の充実、移動支援の充実に努めます。

### 市民・地域が取り組むこと

- 障害のある人や高齢者などが段差や坂道、駅などで困っているときには、手を差し伸べましょう。
- 運転者は、通行中の子どもや障害のある人、高齢者などに配慮した運転に心がけましょう。
- 地域住民や地域団体等は、交通安全教室に参加し、自転車の乗り方や歩行上の注意点などを学習しましょう。
- 歩道では、不法駐車や不法駐輪、商品や看板のはみ出しなど、通行の妨げになる行為をなくしましょう。
- 市民は、障害のある人や高齢者などが日常生活の利便性を確保できるように、移動支援ボランティア活動に参加しましょう。

### 市が取り組むこと

- 1 だれもが交通事故にあわないように、計画的に交通安全対策を推進します。
  - 計画的な歩道等の整備
  - 計画的な交通安全施設の整備
  - 交通安全対策事業の推進・・・交通安全教室及び交通安全運転者講習会の開催、交通安全運動の促進、放置自転車対策の推進
  - 交通マナーの遵守や歩道への不法駐車・不法駐輪等防止についての啓発の推進
- 2 だれもが移動や外出等に際して、利便性・快適性の確保が得られるように公共交通や道路等の整備・充実に努めます
  - 市内4駅（和泉砂川・新家・樽井・岡田浦）及び周辺地区の整備推進
  - 泉南市コミュニティバス運行事業の推進・・・利用しやすいバスシステムの構築の検討
  - 障害のある人の移動支援の充実

## 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 障害のある人や高齢者等の移動支援を推進します。
  - 移送サービス事業の強化
  - 運転ボランティアの育成



### (3) 利用しやすい施設やまちづくりを進める

障害のある人や高齢者、子どもなどに配慮し、だれもが利用しやすい施設づくりが求められています。不特定多数の人が利用する公共施設のみならず、民間の不特定かつ多数の人が利用する施設についても利用しやすいように整備を働きかける必要があります。また、障害や加齢に伴う機能低下があっても、利用しやすく快適に暮らせるまちづくりが求められています。

そのため、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設の改善等に際してはバリアフリー化を進めるとともに、民間の不特定かつ多数の人が利用する施設管理者に対しては、条例の周知に努めます。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 民間の不特定かつ多数の人が利用する施設について、整備・改善に際しては、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、だれもが利用しやすい施設・設備づくりに努めましょう。
- 市民は、高齢期を見通して、生活しやすい住宅づくりを心がけましょう。

#### 市が取り組むこと

- 1 障害のある人や高齢者、子どもなどだれもが利用しやすいように、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき公共・公益施設の整備を推進します。
  - 公共施設のバリアフリー化等計画的改修の推進
  - 民間の不特定かつ多数の人が利用する施設管理者への「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知
  - 学校施設等のバリアフリー化の推進
- 2 障害のある人や高齢者などが住みやすいように住宅の改良等住環境整備を推進します。
  - 障害のある人や要援護高齢者等に対する住宅改修の推進
  - 公営住宅のバリアフリー化の推進

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 1 障害のある人や高齢者が住み慣れた住宅で暮らせるよう相談体制を充実します。
  - 高齢者・障害者住宅改造相談の実施（再掲）